

令和 8 年 8 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 8 月 27 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和8年8月27日(木)
午前9時25分開会 午前10時30分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定)
議案第45号 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転)
議案第46号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
議案第47号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について
議案第48号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
議案第49号 非農地証明(遊休農地)について
議案第50号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号 現況証明について
報告第6号 農地基本台帳の登載について
報告第7号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 磯野 弘尚	2 番 市川 伸良	3 番 伊藤 和弘
4 番 伊藤めぐみ	5 番 岩瀬 宏二	6 番 宇野 良典
7 番 河合 利子	8 番 小林 和仁	9 番 佐野恵美子
1 1 番 杉浦 圭志	1 2 番 杉浦 良行	1 3 番 陶山 哲
1 4 番 高井 良之	1 5 番 高橋 忠道	1 6 番 高部 宏生
1 7 番 中林 彰人	1 8 番 夏目 静男	1 9 番 野口千恵子
2 0 番 原田 光子	2 1 番 彦坂 正志	2 2 番 前田 和裕
2 3 番 三ツ矢孝幸	2 4 番 森下 秋吉	

6 欠席委員 1 0 番 白井 稔男

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 1 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 8 月総会を開会いたします。
高部会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 本日は 議席番号 10 番 白井稔男委員から欠席の届出がありました
ので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたし
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について
は、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号3番 伊藤和弘委員、同4番 伊藤めぐみ委員を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、20日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

若松町の所有権を移転する案件は、受人の後継者の意向を踏まえて再検討することとなったため、8月19日に取下願の提出がありました。

その他については、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに、農地法第3条 番号3番と8番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配付しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

転用関係につきまして、12日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1 4ページ 番号2番の駐車場の案件について、書類説明会では申請地の北側の一部にある法面については現況のとおり利用する計画と説明しましたが、現地調査において当該法面の傾斜が非常に緩やかであり、駐車場として利用できる状況であることを確認したため、事業者に利用計画を見直すよう伝えておりました。農地審査会において、譲受人の歯科医師事業に係る新規事業を含めた駐車場敷地として利用する計画に見直され、事業の目的からみて適正な面積と認められたため、許可の見込みがあるものと判断いたしました。計画の変更とあわせて資料の修正をしております。

その他変更・取下げ等はありません。よろしくお願いいたします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長 資料1 議案第42号

「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から14番までの14件を一括上程いたします。

事務局 内容について、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第42号、1ページから3ページまでをご覧ください。

番号1番から14番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第43号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第43号、4ページから5ページをお願いします。

番号1番から10番までの10件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、隣地承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・4番・7番及び8番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号2番・3番・5番・6番・9番及び10番です。番号1番は隣地の承諾がとれなかった旨の経緯の記載があります。隣地農地所有者の自宅を複数回訪ねたものの、不在のため会うことができず、承諾をとることができませんでした。現地の土地状況及び造成計画より、雨水が流れ込まないようにしており、隣地農地には新設する高低差20センチの畔を設けることで雨水排水を受け止め、自然浸透させます。したがって営農条件への支障はないことが見込まれています。

一時転用については、番号1番の営農型太陽光の案件ですが、10年間の計画で、農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 44 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。

利用権設定の番号 1 番から 29 番までの 29 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 44 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 10 月 1 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法

律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見ををお願いするものでございます。

別添資料 1-2 をご覧ください。1 ページから 8 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 29 件 67 筆 87,639.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-2 議案第 45 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 45 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見ををお願いするものでございます。

別添資料 1-2、9 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 10 月 1 日付で利用権が移転する案件が 1 件 1 筆、489.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 46 号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 46 号 6 ページをご覧ください。

議案第 46 号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議 長 続きまして、同じく資料 1 議案第 47 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明
について」を議題といたします。
番号 1 番から 5 番の 5 件を一括上程いたします。
内容については、事務局より説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 47 号 7 ページをご覧ください。
議案第 47 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新
の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備
考欄に記載のとおりでした。なお、番号 1 番、4 番、5 番の保全の状態
ですが前作の収穫後、次作の植え付け前の状態でした。
この 5 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明について
は、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き
続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。
これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行すること
に決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、本案はさよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 48 号
「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を
議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 48 号 8 ページをご覧ください。

議案第 48 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 1 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 49 号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 49 号 9 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち

切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 別添資料 1-3 議案第 50 号

「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 50 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-3 をご覧ください。

8 月 12 日の書類説明会でご説明したとおり、9 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。

なお、地域計画の変更については、7 地域において合計 190 筆、207,020 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 29 筆、21,009 m²、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 10 筆、1,089 m²、耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 14 筆、13,165 m²、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 124 筆、154,073 m²、解約による耕作者不在への変更が 13 筆、17,684 m²です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができることとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。
事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 10 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件、及び 11 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 17 番までの 17 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 14 ページをお願いします。
報告第 3 号の番号 1 番から 9 番までの 9 件については、農地所有適格法人からの報告です。
この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。
すべて要件を満たしていることを確認しました。
次に 15 ページをお願いします。
報告第 4 号の番号 1 番から 16 ページ 12 番までの 12 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
次に 17 ページをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番の 1 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、17 日付けで証明を行いました。
なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は畑でした。
次に 18 ページをお願いします。
報告第 6 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、現地調査により地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、8 月 14 日付けで農地基本台帳に登載しました。
次に 19 ページをご覧ください。
報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について をご覧ください。
あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせ

ん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号 1 番については下条東町の担当委員である市川委員にお願いします。

以上です。

議 長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。
以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長 その他、何かありませんか。
なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
(午前 10 時 30 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

議 長
(会長 高部 宏生)

議事録署名者
(議席番号 3 番 伊藤 和弘 委員)

議事録署名者
(議席番号 4 番 伊藤 めぐみ 委員)